

特定創業支援等事業とは

創業支援等事業計画に基づく支援のうち、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する知識習得を目的として、**4回以上かつ1か月以上**の期間をかけて実施する継続的な支援のことです。

高松市の定める特定創業支援等事業を受け、高松市が証明書を交付した創業者は、証明書を提示・提出することにより、各種優遇措置を受けられる場合があります。

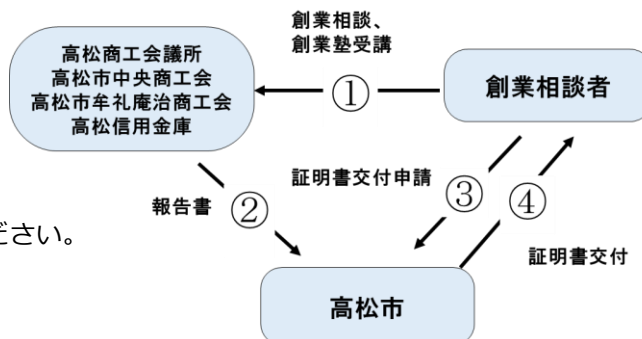
特定創業支援等事業一覧

受講申込みについては、各支援事業者にお問い合わせください。

支援事業名	形式	支援事業者	電話番号
個別指導事業／ ワンストップ創業相談窓口	個別相談	高松商工会議所 管轄地区：高松市（ただし、高松市中央商工会・高松市牟礼庵治商工会の管轄地区を除く）	087-825-3505
たかまつ創業塾	セミナー		
個別指導事業	個別相談	高松市中央商工会 管轄地区：香川町・塩江町・香南町・国分寺町・山田地区	087-814-3133
高松市中央創業塾	セミナー		
個別指導事業	個別相談	高松市牟礼庵治商工会 管轄地区：牟礼町・庵治町	087-845-2835
キャリスタセカンド	セミナー	高松信用金庫 管轄地区：市内全域	087-836-3021

支援実施から証明書交付までの流れ

- ① 上記の特定創業支援等事業から選択し、受講してください。
- ② 支援事業者から高松市へ事業報告書が提出されます。
- ③ 高松市 HP のフォームから証明書の交付を申請してください。
- ④ 交付申請から1週間程度で証明書を交付します。



特定創業支援等事業を受けたことの証明書について

証明書の交付対象者

高松市の特定創業支援等事業による支援を受けた方で、(1) 又は (2) に該当する方

- (1) 現在事業を営んでいない個人
- (2) 事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

- ・ 事業所得を得ている方、法人の代表者や代表権を持つ役員は「事業を営んでいない個人」には該当しません。
- ・ 既に事業を営んでいる方は、新たに開業する事業での申請は交付対象となりません。
- ・ 個人事業主が法人成りにより会社を設立した場合、個人事業主として事業開始した時点から5年未満であれば 交付対象となります。
- ・ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し事業を開始した後も、創業後5年未満であれば、交付対象となります。

証明書交付申請の必要書類

証明書を申請するときは、本市ホームページで公開している申請フォームに必要事項を御入力ください。
(産業振興課にお越しのうえ御申請いただくことも可能です)

- (1) 証明書交付申請書(※1)(様式は高松市HPに掲載しています)
- (2) 本人確認書類(※2)
- (3) 申請者が既に事業を営んでいる場合、税務署受付印のある
個人事業の開業・廃業等届出書の写し(※3)

申請フォームはこちら▼



※1 高松市産業振興課にお越しのうえ御申請いただく場合のみ必要となります。フォームから御申請いただく場合は不要です。

※2 本人確認書類とは、写真付きの公的機関発行の身分証明書1点(例：個人番号カード、運転免許証、パスポート等)又は、公的機関発行の身分証明書2点(健康保険証、年金手帳等)です。

※3 個人事業の開業・廃業等届出書(以下「開業届」という。)の提出に当たっては、便利なe-Taxの利用が推奨されています。e-Taxにより開業届を提出した場合は、受信通知を併せて添付してください。なお、令和7年1月以降に開業届を窓口で提出した場合、控えに税務署受付印は押印されませんので、代わりに、税務署から収受の日付が記載されたリーフレットを取得し、添付してください。リーフレットを提出できない場合は、産業振興課まで相談してください。

※ 法人の場合、税務署長への法人設立届出書を提示していただく場合があります。

※ 証明書には有効期限があります。優遇措置の利用には有効期限内の証明書が必要ですので、創業及び証明書活用が目途が立ってから申請してください。

証明書で受けられる優遇措置



1 会社設立時の登録免許税の軽減(法務局)

高松市内で株式会社又は合同会社を設立する際、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免

2 「創業関連保証」の特例(香川県信用保証協会)

電話番号：087-851-0064

無担保、第三者保証人なしの「創業関連保証」を事業開始6か月前から利用が可能

※他の市区町村で創業する場合でも利用が可能。

3 「新規開業・スタートアップ支援資金」等の貸付利率の引下げ(日本政策金融公庫)

電話番号：0570-085298

貸付利率の引下げ対象として、同資金又は「生活衛生新企業育成資金」の利用が可能

※他の市区町村で創業する場合でも利用が可能。

4 「新規開業・スタートアップ支援資金」等融資に係る支払利子一部補給(高松市産業振興課)

電話番号：087-839-2411

上記3の資金の融資利率のうち、最大1.2%(率は変動します)までを3年間(36か月分)補給します。

※ただし、本市市議会において次年度予算が可決されることを前提とします。

5 co-ba takamatsu(コワーキングスペース)の入会金の免除(穴吹エンタープライズ(株))

電話番号：087-802-1114

月額会員の入会金5,000円/人(税抜)を免除

(特定創業支援等事業の支援終了から入会申込みが3年未満の者に限る)

※他の市区町村で創業する場合でも利用が可能。

※優遇措置の利用には、元となる各制度の利用要件等を満たす必要があります。

※上記の優遇措置以外にも、国等が実施する助成・補助制度において、特定創業支援等事業を受けていることが要件となる場合があります。

問合せ先

特定創業支援等事業全般、証明書交付については、下記までお問い合わせください。

高松市 創造都市推進局 産業経済部 産業振興課

高松市HPはこちら▶



〒760-8571 香川県高松市番町1-8-15 / TEL: 087-839-2411 / e-mail: shoukou@city.takamatsu.lg.jp